

別表第1（第3条関係） 敷地内緑化基準

1 緑化面積

- (1) 緑化面積は、敷地面積の100分の5以上を確保すること。
- (2) 緑化面積については、接道部に重点を置いた配置とするよう努めること。

2 緑化の原則

- (1) 土壌、太陽光、雨など、樹木等の生育する環境を十分備えていること。
- (2) 高木、中木及び低木を組み合わせ、量感と連続性のある緑化に努めること。
- (3) 既存の樹木は、可能な限り現状のまま保存すること。
- (4) 緑化を行う土地には、樹木にツル植物、地被植物、草花等を組み合わせるよう努めること。
- (5) 樹木その他の植物は、敷地の土壌に直接植栽すること。ただし、移設することが困難な花壇等に植栽するときは、この限りでない。

3 樹木の植栽方法

- (1) 高木又は中木を植栽する場合は、根、枝が十分生育することができるよう、建物の壁面位置や塀などに注意し、樹木の周囲に十分な空間を確保すること。
- (2) 道路境界線、隣地境界線の位置に配慮し、樹木の枝張りの道路へのはみ出しや隣地へのはみ出し等によるトラブルのないよう注意すること。

4 緑化面積算定基準

(1) 樹木の緑化面積

敷地内の樹木（生け垣を構成するものを除く。）の緑化面積は、次のアからウまでの区分に応じて、それぞれの本数にアからウまでに定める1本当たりの緑化面積を乗じて得た面積の合計とする。

- ア 高木（植栽時において高さ3メートル以上のもの） 3平方メートル
- イ 中木（植栽時において高さ1.5メートル以上のもの） 1平方メートル
- ウ 低木（高木又は中木以外のもの） 0.5平方メートル

(2) 生け垣の緑化面積

生け垣の総延長に1メートルを乗じて得た面積とする。

(3) その他の植物の緑化面積

実測その他の方法により、現に緑化されていると認められる部分の面積とする。

5 樹木の必要植栽本数

緑化されるべき面積5平方メートルごとに、高木又は中木の樹木を1本以上植栽するものとする。